

日本、IWCを脱退——商業捕鯨再開も、望めぬ消費拡大

長い歴史がある日本の捕鯨が今、一つの岐路に立っている。日本政府は2018年の12月末、国際捕鯨委員会（IWC）からの脱退を表明し、その旨を通告した。半年後の今年7月から約30年ぶりに商業捕鯨を再開することになる。

日本のクジラ利用は、約9千年前にさかのぼるとされる。弥生時代の出土遺物の中に捕鯨の様子が描かれているという。江戸時代には「鯨組」という捕鯨集団が各地にできて捕鯨技術を競い、庶民の食べ物として鯨肉が広く普及した。クジラからは鯨油が取られ、農業資材や灯油などとして使われ、ヒゲは工芸品の材料として利用されるなど、捨てる部位がないほど活用されてきた。

近代以降は、沿岸での小型クジラ捕獲は減り、捕鯨船を使つての遠洋での捕鯨が発達、南極海での大型クジラ漁で、ノルウェー、日本、ドイツなどが捕獲を競った。こうした中で、鯨種によっては乱獲で資源量が減って絶滅の恐れが出てくるなど、クジラ資源の保護を求める声が高まってきた。

第2次大戦後の日本は食糧難の時代で、鯨肉は貴重な栄養源となった。消費は最盛時の1962年度には23万トンに達した。学校給食などでも定番の食品で、幅広い世代に親しまれた。このように、日本は太古の時代から長くクジラを活用する文化が根付いてきた。

IWCは、クジラの資源の保存と捕鯨産業の秩序ある発展を目的に1948年、国際捕鯨取締条約に基づいて設立された。当初はこの二つの目的をめぐって活発な議論が交わされたが、1982年に欧米諸国を中心に反捕鯨の立場をとる国が多数加盟し、商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）が採択された。日本はこの決定に異議を申し立てたが、日米協議の結果、86年に申し立てを撤回、88年に商業捕鯨を取りやめた。

それ以降、日本は商業捕鯨再開に向けて科学的データを収集するため南極海や北西太平洋での調査捕鯨を続けてきた。その間、商業捕鯨の解除をめぐって捕鯨支持国と反捕鯨国の激しい対立が続き、日本は捕獲枠を確保するために20回を超える提案をしてきたが、いずれも否決か提案取り下げに追い込まれてきた。現在、加盟国は89か国で、捕鯨支持国は日本のほか、ノルウェー、アイスランドなど41か国、反捕鯨国はオーストラリア、米国、ブラジルなど48か国となっている。

その後も、自然保護への機運や捕鯨に対する根強い反対が続く中で、日本は商業捕鯨の再開に向けてIWC内で、再開の道筋をつけようと交渉を続けてきた。日本の主張は一貫して

「鯨類は重要な食糧資源であり、ほかの海洋生物資源と同様、科学的根拠に基づいて持続的に利用していくべきだ」というものだ。

一方、反捕鯨国の主張の根底には、鯨類は、人間に匹敵するほど高い知能と知性を持っており、捕獲すること自体実施すべきではない、との考え方があ

このため ここ十数年、IWCでの議論は、双方の主張が平行線をたどり、日本側には「これでは建設的な議論ができない」との声が、政府や政権与党の自民党内などに高まり、IWC総会での議論で商業捕鯨再開の道が遠のくたびに「脱退」が検討されてきた。ただ、国際協調路線を守りたい外務省が、何とかIWC内に残って内部から変えていくべきだと主張、脱退強硬派を抑えてきた。

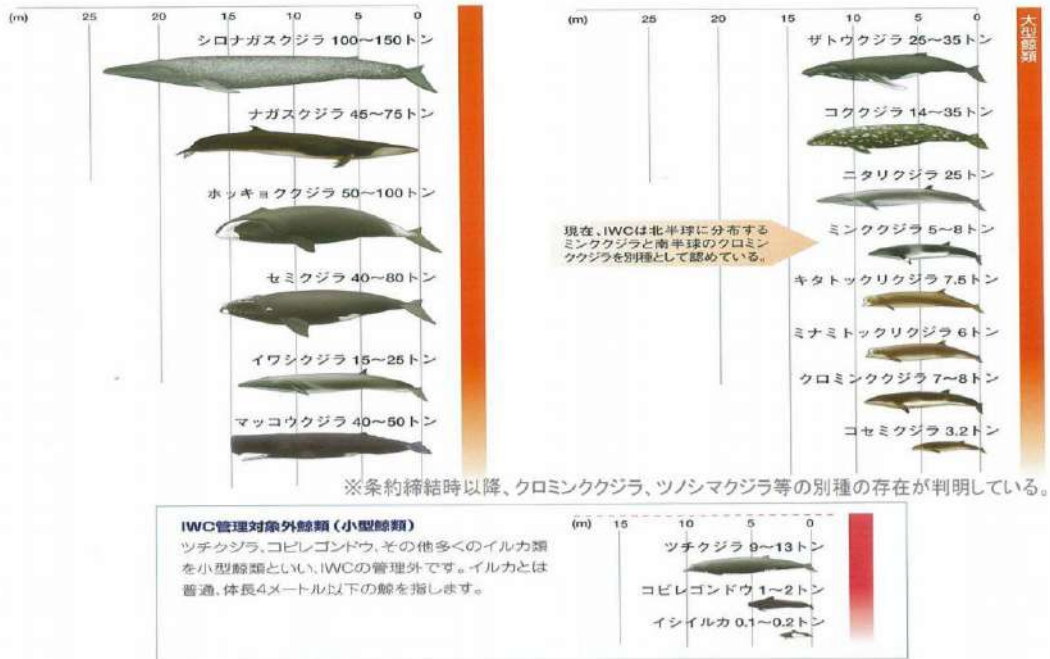
昨年9月にブラジルで開かれた総会では、日本が議長を務める中で、商業捕鯨再開案を提案したものの「反対41に対し、賛成は27」にとどまって、「捕鯨支持国からも反対が出るなど惨敗だった」（水産庁関係者）。ただ、こうした結果には、総会前に、必死に根回しを続けたものの、到底賛成多数は得られないというあきらめにも似た認識が政府代表団にはあった。

これまでIWCでは、日本が最大の拠出国で全体の8%に当たる約13万ポンド（約1900万円＝2018年分）の拠出金を支払ってきた。拠出金が反捕鯨派の宣伝対策費に使われているのはけしからん、という捕鯨推進派の怒りも、脱退への動きを後押ししたと言えよう。

ただし、日本が締結する国連海洋法条約でクジラの管理は「国際機関を通じて活動する」とされているため、脱退後もIWC総会や科学委員会にオブザーバーとして参加し、国際協調の姿勢は示していく考えだ。

■大型鯨類

IWCの管理対象となる13種名は、国際捕鯨会議（1946年）最終文書の付録である種名表に記載されています。シロナガスクジラは地球上で最も大きな動物で、体長は34メートルにも達した記録があります。10歳前後で成熟するメスは、2～3年に1回出産します。ミンククジラは6～7歳で成熟し、ほぼ1年に1回出産します。他の鯨類に比べ強い繁殖力をもっているため、持続的に利用できる豊富な資源です。



目前地球生存的約 83 種鯨類中、有 13 種が IWC の制限捕撈数量対象、除此以外の鯨類、并不限制（摘自日本水产厅网页“[关于捕鲸](#)”）

水産庁によると、鯨類は約 83 種を数え、IWC が管理対象にしているのは、このうちの中・大型の計 13 種（上图）。それ以外の小型鯨類は対象外であるため、その意味では日本では現在も細々とではあるが“商業捕鯨”は行っている。このほか、国内で販売流通している鯨肉は、IWC の下で行っている北西太平洋、南極海での調査捕鯨による捕獲分のほか、アイスランドなどの捕鯨国からの輸入分がある。これらを足し合わせても、クジラ類の国内消費量は年間 5 千トン前後で、日本人一人当たりで換算すると、消費量は年間 30～50 グラムに過ぎない。

今回の脱退によって、クジラの消費量が大幅に増えることは考えにくい。IWC を脱退すると、現在実施している南極海での調査捕鯨はできなくなり、北西太平洋での調査捕鯨も地域的な見直しを迫られる。一方で、商業捕鯨が再開されることになるが、政府としては、反捕鯨国の主張や自然保護の国際世論などに配慮して、捕獲は日本の近海や排他的経済水域（EEZ）に限る方針だ。そうすると、商業捕鯨再開によって、今後、捕獲頭数が大幅に増えたり、捕鯨産業が大きく復活したりするのは望み薄だろう。

商業捕鯨再開に関し、捕鯨の伝統や文化を守ってきた和歌山県・太地町や、山口県下関市、

宮城県石巻市などの捕鯨基地では、歓迎する声強い。脱退に踏み切った背景には、日本の古式捕鯨の発祥の地とされるこれら捕鯨基地などを地盤とする有力政治家が、地元の声に押される形で、決断を迫ったことも大きかったと言えよう。

7月からの商業捕鯨再開で日本は、地域を限定し鯨種もイワシクジラ（15～25 t）、ニタリクジラ（25 t）、ミンククジラ（5～8 t）という中小型のクジラ 3 種を対象に操業することになる。現在、水産庁でこれら鯨種の捕獲枠を決める作業を行っている。同庁は、北西太平洋における資源量はイワシクジラ 21612、ニタリクジラ 20501、ミンククジラ 25000 と推定。商業捕鯨の再開に当たって同庁は、IWC 科学委員会が長年の調査捕鯨のデータやその分析に基づいて取り決めた「捕獲枠計算式」によって捕獲枠を決めることにしており、商業捕鯨は、こうした科学的根拠に基づいた国際管理制度の下で慎重に実施していくとしている。

また、絶滅の恐れがある野生動植物の国際取引を規制しているワシントン条約の常設委員会が昨年 10 月、日本が北太平洋の調査捕鯨で捕獲したイワシクジラの肉を販売目的で水揚げすることが条約違反に当たると判断、日本政府に適切な対応を求めた。これに対し日本政府は、是正策を示すなど、真摯に対応する考えだ。

日本政府は「日本の近海には資源量が多く、適切な資源管理を実施していけば、絶滅の心配はない」と主張しているが、ワシントン条約などによって国際的には絶滅危惧種とされる鯨種もあるだけに、商業捕鯨を再開するにしても資源保護を最優先に、慎重に進めることになると思われる。

かつての捕鯨基地はこの 30 年ほど、荒廃が急速に進んでいる。政府が想定している捕鯨の想定地点は、沿岸捕鯨を行う北海道・網走、釧路、と八戸（青森）、石巻（宮城）、南房総（千葉）、太地（和歌山）など 6 カ所と、太平洋で沖合操業をする山口県下関市の計 7 カ所にとどまる。水産庁では、これらを中心にクジラ漁を後押しするために予算措置などを検討する考えだ。

商業捕鯨は、現在ノルウェーやアイスランドが IWC 内での異議申し立てや留保という手法によって一時停止の規定が適用されずに実施している。また、反捕鯨国の米国の中でも先住民が生活に必要とする捕鯨は、商業捕鯨とは別扱いとして認めている。また、IWC に加盟していないインドネシアなど少数の国が捕鯨を行っているのが現状だ。

現在、IWC とは別のクジラ分野の国際機関としては、捕鯨国ノルウェー、アイスランドなどが、北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）を 1992 年に設立している。日本と

しては、現在、日本の主催で毎年開いている捕鯨支持国を集めた会合などの場で、これらの国に声を掛けるなどにより「第2・IWC」といった国際機関を設立することも将来に向けた検討項目だ、としている。

供稿 泷川 进

编辑修改 JST 客观日本编辑部